

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年12月19日京都市
条例第29号) (総務局人事部給与課)

諸般の状況により、12月に支給する市会議員の期末手当の支給割合の限度を次の
とおり改定することとしました。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|----------|----------|
| 100分の170 | 100分の175 |

この条例は、平成19年12月27日から施行し、同月の支給に係る期末手当から
適用することとしました。

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第29号

京都市会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例

京都市会議員期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市会議員期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務局人事部給与課)